令和2年度
甲府河川国道事務所
河川管理レポート

令和4年1月

国土交通省　関東地方整備局

甲府河川国道事務所

はじめに

近年、社会資本全体として既存ストックの老朽化が懸念される中にあって、河川の管理の分野においては、河川という自然公物の物質に即した効果的、効率的な維持管理を行うことが必要です。

また、大規模な水害が頻発する状況下において、河川の様々な施設の現況の安全性に関する評価を地域と共有し、堤防等の河川管理施設の安全性等の現況の管理状況について地域の方々に十分ご理解いただき河川の維持管理の必要生や重要性、さらに課題等について共有することが重要であります。

このような背景を踏まえ、的確かつ効率的な河川維持管理の実現および状態監視に基づく予防保全への移行を目指し、河川維持管理における具体的な内容を定めた「富士川河川維持管理計画」（平成24年3月作成、平成29年3月改定）を作成しました。

河川維持管理計画には、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や河川の状態把握の手法、具体的な維持管理対策を定めており、日々の河川維持管理を本計画に基づき取り組んでいます。

この計画に基づき、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期にわたり繰り返し、河川の変状の発生と対応、出水等による災害の発生と対策や新たな整備等を繰り返し行うことで順応的に安全性を確保しています。

さらに、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して河川維持管理計画に反映していくPDCAサイクル型の構築を検討しております。

本河川レポートは、令和2年度における河川維持管理の実施状況をとりまとめるともに、今後のより効果的・効率的な河川管理を目指すためのものであります。

目次

1. 河川の概要
2. 河川維持管理の概要
   ①河川維持管理の目標
   ②河川維持管理における主な実施内容
   ③令和元年度の出水
   ④令和2年度の地震
3. 河川の状態把握
   ①基本データの収集
   ②堤防点検等のための環境整備
   ③河川巡視
   ④点検
4. 具体的な維持管理対策
   ①施設の維持管理対策
   ②樹木伐採
   ③災害時の対応
   ④不法投棄対策
   ⑤水防等のための対策
   ⑥特定外来生物対策
5. 地域連携等
   ①河川管理者と市区等で連携して行うべき事項
   ②河川管理者と市民団体等との連携事項

1．河川の概要

富士川は、その源を釜無川本谷として山梨県北杜市白州町と長野県諏訪郡富士見町境の鋸岳（標高2,685m）に発し、途中多くの支流を合わせながら山間渓谷部を抜け、山梨県甲府盆地を南流し、甲府盆地の南端西八代郡市川三郷町において支川笛吹川と合流した後、再び山間渓谷部に入り、静岡県富士市と静岡市の境において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長128km、流域面積3,990km^{2}の一級河川である。

富士川の諸元

流域面積	3,990km2	
幹線流路延長	128km	
流域内の人口	約112万人	(平成22年現在)
流域の人口密度	約282人/km2	(平成22年現在)
想定氾濫区域内の人口	約56万人	(平成22年現在)

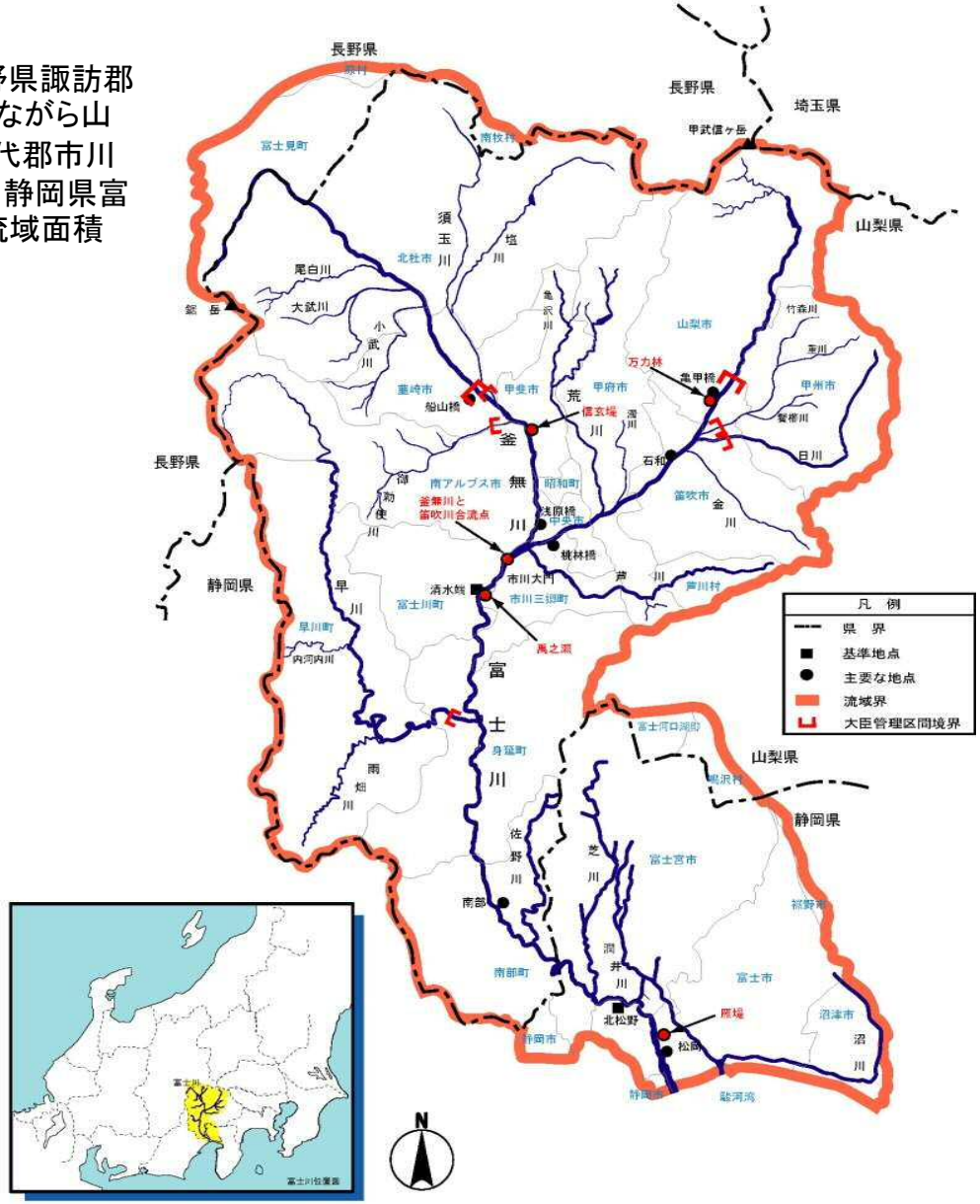

図-1　富士川流域図

2. 河川維持管理の概要

①河川維持管理の目標

富士川水系の近代的な治水事業については明治40年、同43年の洪水を契機に改修計画が定められ、大正10年から直轄事業として富士川下流部、釜無川及び笛吹川において河道掘削、築堤、護岸等の工事に着手しました。

これまでに直轄管理区間の堤防をはじめとする河川管理施設を整備し、洪水等被害軽減を図るとともに、河川利用の推進、河川環境の保全が行われてきました。

現在は、富士川水系河川整備計画（大臣管理区間）（平成18年9月）を策定し、この計画により概ね30年間の維持管理を含めた河川整備の内容を示しており、この計画を踏まえて富士川河川維持管理計画（平成24年3月作成、平成29年3月改定）で以下のとおりの目標を設定しています。

[富士川の河川維持管理目標]

■洪水

・現在の富士川の河川整備状況、富士川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けた段階的な整備の実現性及び上下流、本支川バランス等について総合的に勘案した結果、清水端6,800m3/s、北松野14,300m3/sを整備計画目標流量としています。

護岸整備状況

■河川区域等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、これらが適正な状況となるよう対処します。

・渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供や情報伝達体制の整備及び利水者相互間の水融通を円滑に行えるようにします。

・水質が概ね良好な水域については水質の維持を図るとともに、環境基準を満足していない水域については水質の改善を図るとともに、水質事故に備えます。

不法耕作者への対応

ホームレス合同巡視

■河川環境の整備と保全

・河川環境の整備と保全に関しては、多種多様な生物の生息、生育環境となっている富士川の環境特性の実態と変遷について把握し、生物の生息、生育環境の保全、在来種や貴重な種の群落等の保護、保全に努めます。

・自治体、河川協力団体等の多様な主体との連携を進め、かわまちづくり、ミズベリング等による水辺の賑わいの創造を図ります。

実施状況写真

2. 河川維持管理の概要

②河川維持管理における主な実施内容

河川の維持管理は、富士川河川維持管理計画に基づき、河川巡視、河川管理施設の点検等により河川の状態把握を行い、河川管理施設等の変状やゴミの投棄等の異常があった場合には、補修・更新等の必要な維持管理を随時実施しています。

河川巡視、河川管理施設の点検、維持管理対策の記録等は「RMDIS（River Management Data Intelligent System　河川維持管理業務を支援するデータベースシステム）」に、各現場において、タブレットを用いて記録、登録します。

河川の状態把握及び維持管理対策の実施状況については、以下のとおりです。

状態把握の実施状況

河川巡視

車両及び徒歩等により、日常的に河川区域の巡視を行います。

履行検査

「許可工作物」の管理の適正な履行について、確認を行います。

河川管理施設の点検

堤防点検

堤防点検
徒歩により、堤防の状態確認を行います。

排水機場、樋門・樋管等の点検

樋管点検
排水機場、樋門・樋管等のコンクリート構造物の状態確認を行います。

堤防除草

堤防点検において状態確認を容易に行うための環境整備として、堤防除草を行います。

機械設備点検
排水機場、樋門・樋管等の機械設備の状態確認を行います。

維持管理対策の実施状況

河川の状態把握において、異常があった場合には、維持管理対策を実施します。

堤防の補修状況
堤防の法面に異常が確認されたので、盛土・張芝などの補修を行っている状況

ゴミの収集状況
出水時に漂着したゴミの収集を行っている状況

2. 河川維持管理の概要

③令和元年度の出水

（1）出水状況

令和元年10月の台風19号では、富士川流域の清水端水位観測所において避難判断水位、桃林橋、松岡水位観測所において氾濫注意水位を超過しました。

また、大型で非常に強い台風のため、山梨県に大雨特別警報が発表されました。

出水時における代表地点のCCTV画像（各水位観測所におけるピーク水位頃）

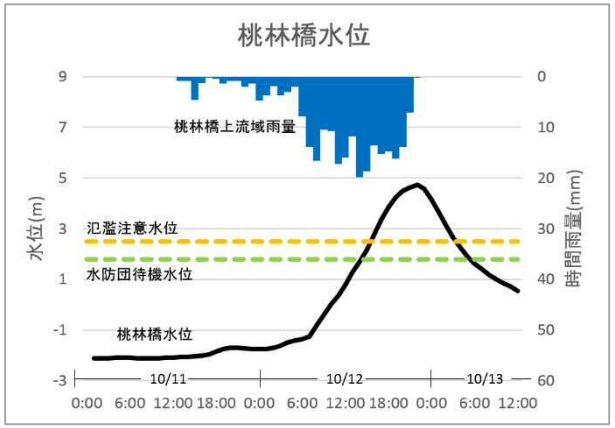

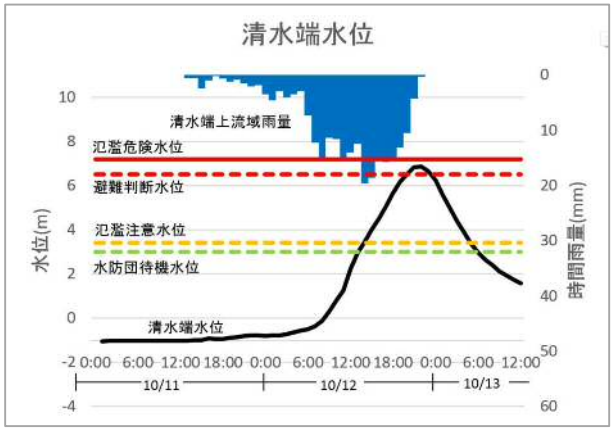

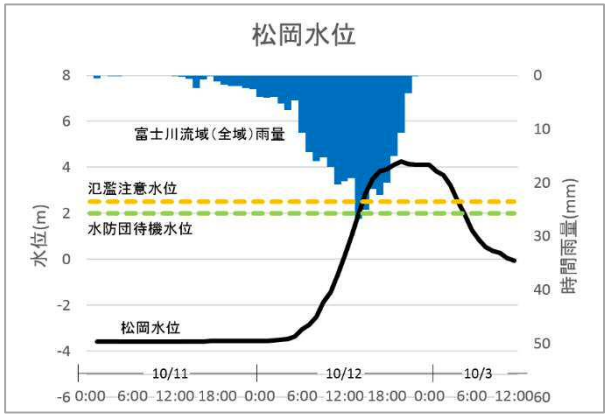

2. 河川維持管理の概要

③令和元年度の出水

（2）情況把握班　出動状況

富士川直轄河川管理区間において、はん濫注意水位を越える洪水及び高潮が発生している全区間について、堤防・洪水流・高水敷の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況、堤内地の浸水状況、水防作業状況、河川区域内における工事の状況等の把握を、「情況把握班」により実施します。

令和元年度においては、10月の台風19号による出水において清水端、桃林橋、松岡水位観測所において氾濫注意水位を超過したため、10月12日14時00分から10月13日6時00分までの間に該当区間を担当する計9班により情況把握を実施し、重大な異状は確認されませんでした。

情況把握班の活動状況
（令和元年10月　台風19号）

④令和2年度の地震

富士川直轄河川管理区間において、管内地震計の観測地点で震度5以上を観測した場合には夜間休祭日に係わらず直ちに河川管理施設等の異常、変化等の把握のために点検を、「情況把握班」により実施します。

なお、震度4の場合には地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により点検を行います。

令和2年度において、管内で震度4以上の地震は1件ありました。

3. 河川の状態把握

①基本データの収集

■実施の基本的考え方

河川の状態把握のための基本データの収集として、雨量、水位、流量等の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河床材料等の河道の状態、河川環境調査及び観測施設等の点検を実施します。

■取り組み状況

令和2年度は所定の実施箇所において、雨量、水位、流量、水質観測を実施しました。雨量、水位は、自動観測、流量は現地観測を実施しており、洪水時や渇水時においても管理の基礎となる観測データを取得し続けています。

表－1　水文・水理等観測の収集状況

実施事項	実施箇所	頻度	実施方法	備考
雨量観測	17箇所	常時	自動観測	
水位観測	15箇所	常時	自動観測	
流量観測	16箇所	年12～36回	現地観測	低水流量観測
	15箇所	出水時	現地観測	高水流量観測
水質観測	15箇所	月1回	現地採水・分析	

低水流観実施状況

雨量観測所点検状況

3. 河川の状態把握

②堤防点検等のための環境整備（堤防除草）

■実施の基本的考え方

堤防点検あるいは河川の状態把握のための環境整備として、堤防または高水敷の状況に応じた除草を行います。
除草について年間2回、集草について年間1回を基本として実施することとしています。

■取り組み状況

令和2年度は、堤防点検の環境整備として、除草を2回、集草を1回実施しました。

表－2　除草・集草状況

実施項目	実施場所	実施時期	除草面積	内訳		備　考
				富士川	笛吹川	
除草	全管理区間	4月～6月	約2,900千m2	約1,800千m2	約1,100千m2	
	全管理区間	8月～10月	約2,900千m2	約1,800千m2	約1,100千m2	
合計			約5,800千m2	約3,600千m2	約2,200千m2	

堤防除草の実施状況（機械）

堤防除草の実施状況（肩掛け式）

集草の実施状況（機械）

集草の実施状況（人力）

クズ等の除去作業

堤防や護岸に、クズ等が繁茂し、堤防点検の支障となるため、除去を行っています。

クズの繁茂状況

クズの除去後の状況

3. 河川の状態把握

③河川巡視

■実施の基本的考え方

河川巡視は、富士川河川維持管理計画及び河川巡視規則に基づき、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況把握、河川区域等における不法行為の把握、河川空間の利用に関する情報収集、及び河川の自然環境等に関する情報収集を目的に平常時と出水時に実施します。

平常時の河川巡視は、河川維持管理の基本となるものであり。管理区間の全般的な把握を行うための「一般巡視」と巡視項目別に重点把握を行うための「目的別巡視」を実施し、河川の異常、堤防をはじめとした河川管理施設等の変状等を把握します。

これらの河川巡視に加えて職員による河川巡視を適宜実施し、河川管理施設の状況等を日々監視しています。

河川巡視により異常が発見された場合には、適切に対応します。

■取り組み状況

令和2年度は、河川維持管理計画に準じて、平常時に週5日の河川巡視を実施しました。

平常時の河川巡視で最も多い報告項目については河岸の状況で次いで不法占用でした。

表－3　令和2年度における河川巡視

実施項目	実施場所	実施頻度	実施体制	実施手段
一般巡視	富士川直轄	概ね 4日/週	4班	車両・徒歩
目的別巡視	管理区間	概ね 1日/週	4班	車両・徒歩

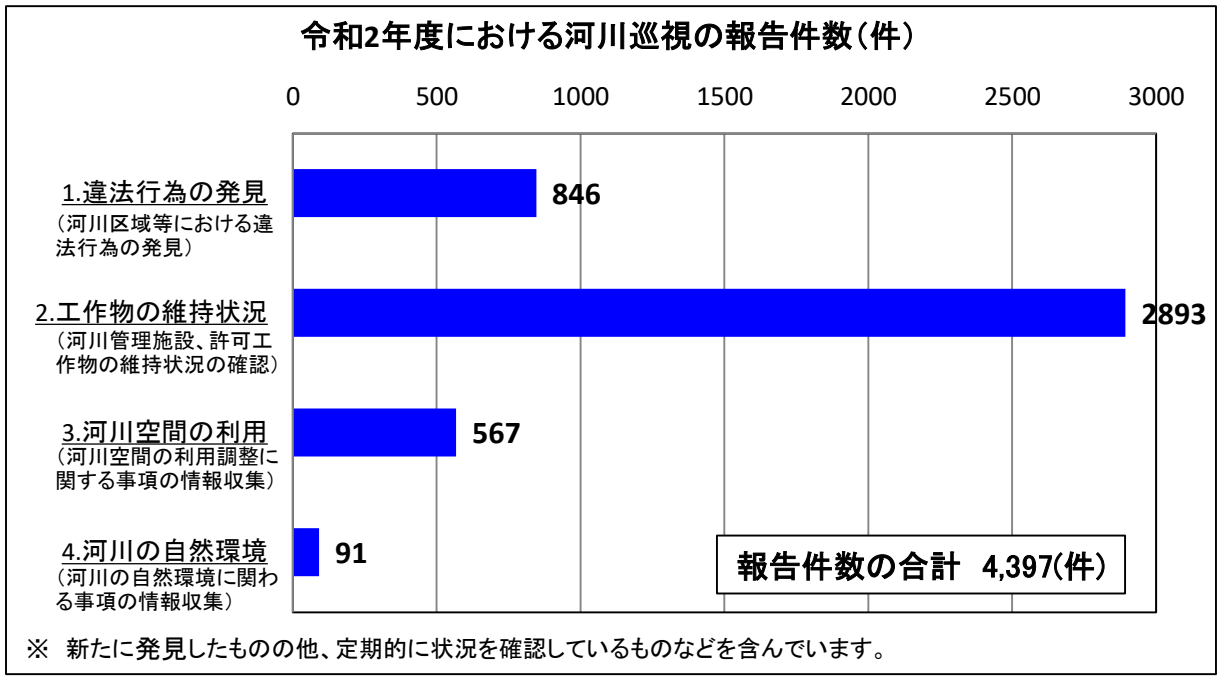

※　新たに発見したものの他、定期的に状況を確認しているものなどを含んでいます。

河川巡視状況（堤防の状況）

河川巡視状況（河川管理施設の状況）

3. 河川の状態把握

④点検

■実施の基本な考え方

河道、河川管理施設及び許可工作物等を対象とした点検を適切な時期に必要に応じて実施します。

河道及び河川管理施設（機械設備・電気通信施設を含む。）の点検は、出水期前（堤防のある区間は除草後）、台風期、出水中、出水後等の適切な時期に目視あるいは計測機器等を使用して行います。また、一定規模以上の地震発生時において河川管理施設等の状況の点検を行います。

また、許可工作物について、適切に維持管理されるように年1回履行検査を実施し、必要に応じて施設管理者へ改善の指導を実施します。

■取り組み状況

表－4「河川管理施設等の点検項目と目的」

点検項目	目的
堤防点検	堤防、護岸等の状況を確認するために、徒歩を中心とした目視による点検を行います。 点検により堤防に生じる陥没や亀裂などの変状や護岸等に発生するクラック等の変状を把握し、適切な対策を講じます。
構造物点検（樋門･樋管等）	排水機場、樋門･樋管等のコンクリート構造物の確認するために、主に目視による点検を行います。 点検により樋管等に発生するクラック等の変状を把握し、適切な対策を講じます。
安全利用点検	堤防に設置されている付帯構造物（階段や手すり等）について河川利用者が安全に利用できるという視点で徒歩を中心とした目視による点検を実施します。
機械設備点検	水門、樋門や排水機場などの河川管理施設が出水時に適確に稼働するよう施設の点検を実施します。 点検結果により不備が発見された場合には補修や機器交換などの対策を実施します。
電気通信施設点検	CCTVカメラや水位・雨量テレメーターが年間を通じて機能を万全に果たせるように「電気通信施設点検基準」に基づいて年間を通じて点検を実施します。 点検結果により不備が発見された場合には補修や機器交換などの対策を実施します。
履行検査 （許可工作物）	河川に設置されている許可工作物について出水期前に施設の機能の確認等のために河川管理者立ち会いで検査を実施します。 検査により不具合が発見された場合には施設管理者への改善指導を行います。

3. 河川の状態把握

④点検

表－5 「令和2年度における堤防点検、安全利用点検の実施状況」

点検項目	実施場所	実施頻度・時期	点検箇所	確認事象
堤防点検	富士川・釜無川・笛吹川・各支川	年2回 ・R2.5月～6月 ・R2.11月～R3.2月	・堤防（天端、川表、川裏） ・護岸　等	370箇所の変状を確認(RMDIS登録数) 護岸、堤防の変状（クラック、穴等）
構造物点検（樋門、樋管等）	排水機場 樋門･樋管	年1回 ・2.11月～12月	・排水機場（土木施設）　5箇所 ・樋門・樋管　53箇所	樋門、樋管の各部位における剥離、クラック等 周辺護岸の変状等
安全利用点検	富士川・釜無川・笛吹川・各支川	年2回 ・ゴールデンウィーク前 ・夏休み前	・樋門・樋管　全管理区間 ・低水護岸　全管理区間 ・高水敷　全管理区間	ゴールデンウィーク前に24箇所の対策を実施 夏休み前に13箇所の対策を実施 転落防止柵の補強等

堤防点検状況

構造物点検状況（樋門･樋管等）

安全利用点検状況（親水護岸からの滑り落ち看板の設置）

変状が確認された事例
（令和2年12月 空石張護岸のはらみだし）

3. 河川の状態把握

④点検

表－6 「令和2年度における点検の実施状況」

点検項目	実施場所	実施時期	点検箇所	確認事象
機械設備点検		富士川河川維持管理計画に準じる。	■排水機場（5箇所）の点検 ① 穏池排水機場 ② 柏排水機場 ③ 横川排水機場 ④ 新田救急水機場 ⑤ 下田原救急排水機場 ■樋門・樋管ゲートの点検 河川管理施設の水門、樋門・樋管ゲートの点検（53施設） ※排水機場関連の樋門含む。	機器経年劣化等 機器経年劣化等
電気通信施設点検		富士川河川維持管理計画に準じる。	■CCTVカメラ（河川） 136基 ■光ファイバー 175km ■テレメーター装置（雨量、水位） 40局	機器経年劣化等 異常なし。 異常なし。
履行検査 （許可工作物）	許可工作物設置箇所	出水期前、及び出水期後	■樋門・樋管等 58施設 ■堰 17箇所 ■揚・排水機場 13箇所 ■砂利プラント 10箇所 ■公園・運動場等 30箇所 ■橋梁 83箇所	是正等必要な施設に対して対策事項を指摘

機械設備点検状況

履行検査状況(令和2年5月山梨県甲府市)

4. 具体的な維持管理対策

①施設の維持管理対策

■実施の基本的な考え方

河川管理施設等の機能を確保するため、河川巡視、堤防点検（護岸、樋門等含む。）、機械設備を伴う河川管理施設の点検、電気通信施設の点検、許可工作物の履行検査等の実施により河川の現状を把握し、河川管理上支障なる場合は、適切に対応をします。

■取り組み状況

令和2年度は、各施設の点検結果から河川管理上支障となる状況及び緊急性を検討して補修・修繕等を実施しました。

表－7　施設の維持管理対策

対策実施施設	対策の必要な事象	対策内容
堤防・護岸	護岸破損、法面侵食、はらみだし等	補修
樋門	クラック等	補修
機械設備を伴う 河川管理施設等	部品交換、機器経年劣化等	機器更新等
電気通信施設	部品交換、機器経年劣化等	機器更新等
許可工作物	施設の補修、占用境界杭の設置	施設の補修等

堤防・護岸の点検状況

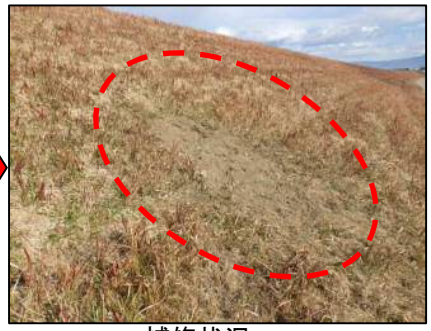

補修状況

機械設備を伴う河川管理施設等の補修状況(原動機等の改善)

補修完了(開閉機等の改善)

河川管理施設（樋門）の点検状況
（取付護岸のクラック）

補修後確認状況

許可工作物の履行検査の状況

4. 具体的な維持管理対策

②樹木伐採

■実施の基本的な考え方

洪水の流下を阻害する恐れのあるもの、堤防・護岸等の施設に損傷を与える恐れのあるもの、河川巡視の妨げとなるもの、河川管理上支障のあるもの等について樹木伐採を実施します。

樹木伐採を実施するにあたり、意見照会を実施し、優先度の高い箇所から実施しています。

■取り組み状況

令和2年度においては、富士川直轄管理区間において全体約276千m2の伐採を実施しました。

■コスト縮減

①幹の無料配布

幹については薪材として有効活用や処分のコスト縮減の観点から、無料配布を実施しています。

令和2年度は、約1290m3の幹を無料配布しました。

②公募型樹木伐採の実施

更なるコスト縮減の一環として、一般の方に樹木の伐採から運搬・持ち帰りを行っていただく「公募型樹木伐採」を管内で2箇所（5区画、約3,900m2）実施しました。

維持工事による樹木伐採状況

伐採木の無料配布の状況

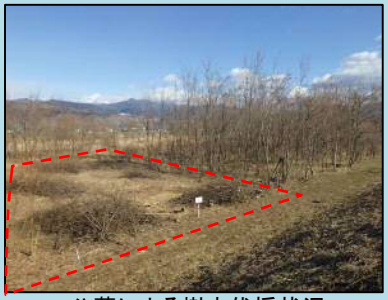

公募による樹木伐採状況

樹木伐採状況（上：伐採前　下：伐採後）　韮崎市龍岡町下條南割地先

表－8　樹木伐採の実施状況

対策実施箇所	箇所数	伐採面積（千m2）	幹の無料配布数量(m3)
富士川上流出張所管内	7箇所	121.9	300
富士川中流出張所管内	3箇所	62.8	290
富士川下流出張所管内	2箇所	8.4	40
笛吹川出張所管内	12箇所	83.0	660
合計	24箇所	276.1	1290

表－9　公募伐採の実施状況

公募実施箇所（地先名）	募集区画数（区画）	実施区画数（区画）	実施人数（人）	実施面積（m2）
山梨県南巨摩郡身延町宮木	2	2	3	900
山梨県笛吹市一宮町田中	8	3	2	3,000
合計	10	5	5	3,900

4. 具体的な維持管理対策

③災害時の対応

■実施の基本的な考え方

台風・地震等の災害により被害が発生した場合において、必要に応じて応急的対策を実施します。

■取り組み事例

1）台風19号（令和元年10月）

台風19号の出水における、応急的な対策を実施した。

河岸浸食（山梨県韮崎市下條東割地先）

河岸浸食状況

対策後状況

樋管における堆積土砂（山梨県南巨摩郡身延町波木井地先）

堆積土砂撤去前状況

対策後状況

4. 具体的な維持管理対策

④不法投棄対策

■河川一斉清掃

地域と一体となり、清掃の活動及びゴミの投棄防止の啓発等の取り組みとして静岡、山梨、長野三県で構成される富士川流域連絡会（会長：甲府河川国道事務所長）により富士川流域一斉清掃を行っています。

この取り組みは、河川愛護月間である7月に平成14年度から実施しており、令和2年度は、流域6市町村で約6，600人の地域住民の方が参加し清掃活動を実施しています。

山梨県韮崎市

静岡県富士宮市

■不法投棄対策実施の基本的考え方

河川区域内への不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導監督、撤去等の対応を適切に実施します。

■取り組み状況

令和2年度に河川巡視等で発見した河川区域内の不法投棄については富士川直轄管理区間内で約108m3あり、ゴミの収集・処分を行いました。

各出張所管内での不法投棄量は下記のとおりです。

表－10　各出張所管内における廃棄物処理

出張所名	廃棄物処理量（m3）	備考
富士川上流出張所	50	収集・処分
富士川中流出張所	9	収集・処分
富士川下流出張所	24	収集・処分
笛吹川出張所	25	収集のみ
合計	108	

（笛吹川左岸 令和2年7月）

（富士川左岸 令和3年2月）

不法投棄の状況

4. 具体的な維持管理対策

⑤水防等のための対策

■実施の基本的考え方

平常時は、洪水や高潮による出水時の対応に備え、所要の資材の確保等につとめます。また、重要水防箇所や氾濫危険箇所の周知を図るとともに、水防訓練、災害対策機器操作訓練等の各種訓練を関係機関と共同で実施します。

出水時は、必要な体制を確保し、円滑な洪水対策を実施します。また、水防活動や地域住民の避難行動等に役立つよう、法令等に,基づき洪水予報や水防警報を適切に発表するとともに、水位データ等の情報を富士川水系情報提供システム等で提供します。

富士川水系情報提供システム　URL：http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/

■富士川流域における減災対策協議会

（1）富士川流域における減災対策協議会

富士川流域では「水防災意識社会」の再構築を目的として、沿川市町、県、国が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成28年4月27日に「富士川流域における減災対策協議会」を設立し、平成28年8月29日開催の同協議会では「富士川流域の減災に係る取組方針」を取り纏めを行いました。

平成29年4月25日に開催した「平成29年度 富士川流域における減災対策協議会」においては、平成28年度に取り纏めた取組方針の実施状況のフォローアップを行いました。

令和2年度は、コロナの影響により書面開催としました。

富士川流域における減災対策協議会（H29.4.25 山梨県甲府市）

（2）水防連絡部会

河川法、災害対策基本法及び水防法の趣旨に基づき、河川管理に万全を期するため、富士川直轄管理区間内の水防関係機関を以て構成されています。

平成29年度においては平成29年5月24日に開催し、平成28年度の出水概要及び水防活動報告、平成29年度の重要水防箇所、氾濫危険箇所の説明及び合同河川巡視等の進め方を確認しました。

令和2年度は、コロナの影響により書面開催としました。

水防連絡部会（H29.5.24 山梨県南巨摩郡富士川町）

4. 具体的な維持管理対策

⑤水防等のための対策

■緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

平成29年5月1日より住民自らがリスクを察知し主体的に避難できる、より実効性のある「住民目線のソフト対策」として、スマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の情報配信が富士川（釜無川を含む）において開始しされました。

また、平成30年5月より富士川（釜無川を含む）に加えて笛吹川においても情報配信されています。

●配信される対象市町村は以下の通りです。

甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、市川三郷町、富士川町、昭和町、山梨市、笛吹市、身延町、南部町、静岡市清水区、富士宮市、富士市。ただし、市町境等では配信エリア外にも配信される場合があります。

■洪水対応演習

出水時における水防関係機関等への洪水予測、水防警報・洪水予測等の情報伝達演習、被害の軽減を図る措置としての対策工法の検討、関係機関との連携等、実践的な演習を行うことにより、防災体制に万全を期することを目的として令和2年5月26日に実施しました。

洪水対応演習実施状況（R2.5.26 甲府河川国道事務所）

■水防講習会

大雨や台風期に備え出水時おける水害を防ぐための技術の習得を目的として、身延町総合文化会館前の富士川河川敷において甲府河川事務所、自治体、消防団などと合同で水防講習会を平成29年6月6日に開催しました。

講習会では水防訓練講師として(公社)全国防災協会より4名の水防専門家を派遣していただき、参加者80名が4班に分かれ、水防工法実技講習（基礎技術：土嚢作り、縄結び，水防工法：月輪工法）を行いました。

令和2年度は、コロナの影響により中止としました。

水防講習会実施状況（H29.6.6 山梨県南巨摩郡身延町）

4. 具体的な維持管理対策

⑥特定外来生物対策

■実施の基本的な考え方

河川区域内に「オオキンケイギク」や「ハリエンジュ」等の「特定外来生物」の繁茂範囲が拡大しつつあります。

河川管理上支障等の優先度の高い箇所から、「堤防除草」「樹木伐採」等の維持管理対策により、拡大の抑制等に努めます。

■取り組み状況

1）オオキンケイギク

「堤防除草」において、繁茂範囲における早期の除草等により、拡大の抑制に努めます。

また、令和3年度には、甲斐市との共同作業によりオオキンケイギク駆除作業を実施しました。

2）ハリエンジュ

「樹木伐採」において、河川の巡視等の状態把握や洪水時における阻害等、河川管理上の支障となるものに対し、優先度の高い箇所から伐採を実施しています。

オオキンケイギクの繁茂状況（上：笛吹川、下釜無川）

ハリエンジュの繁茂状況（上：釜無川、下：富士川）

オオキンケイギク駆除作業

実施日：令和3年5月21日(金)

参加者：甲斐市・国交省

5. 地域連携等

①河川管理者と市町等で連携して行うべき事項

（1）関東地方水質汚濁対策連絡協議会

関東地方水質汚濁対策連絡協議会は利根川、荒川、多摩川、鶴見川、相模川、那珂川、久慈川、富士川水系等の公共用水域に係わる水質の実態把握、汚濁の過程の究明、防止・軽減対策の樹立を行うとともに、水質全般について関係機関の連絡調整を図ることを目的として昭和33年に設置されました。

富士川水系においても、水質汚濁事故の発生状況、防止対策の共有、連絡体制の確認及び関係機関との連携を強化することを目的として山梨県、静岡県、長野県及び甲府河川国道事務所により富士川部会として活動しています。

1）関東地方水質汚濁対策連絡協議会　富士川部会

富士川部会では、年1回部会を開催し、連絡体制、水質事故の情報交換を行っていますがコロナの影響によりR2年度については書面にて通知を行いました。

2）水質事故対策講習会

流域の工場やの農業用ビニールハウスのボイラー、交通事故等からの油の流出により流出した場合に、河川から取水をしている利用者、魚などの生物、河川の水質等に大きく影響を及ぼします。このため、万が一オイルが河川へ流出した場合に被害を最小限にするために水質対策講習会を実施しています。例年実施を行っているところですが、コロナの影響によりR2年度は中止しております。

②河川管理者と市民団体等との連携事項

（1）河川協力団体

河川協力団体とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体を河川協力団体制度により、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけられた団体です。

1）Yamanashiみずネットの活動（河川協力団体：平成26年3月26日に指定）

Yamanashiみずネットは、市民、行政関係者、専門家が一緒に身近な水辺の水質や環境を観察し、水に関する様々な情報を集め、交換の場を提供すると共に、水辺の保全に関する啓発活動の推進を行うことを目的として設立された団体です。

令和2年度においては、身近な川の一斉水質調査を始めとした事業等を実施しました。

2）富士川ファンクラブの活動（河川協力団体：平成26年3月26日に指定）

富士川ファンクラブは、富士川を地域のシンボルにするために、河川の安全な利用、水辺の環境美化、川文化の交流などを推進し、地域の生活文化の発展に寄与することを目的として設立された組織です。

令和2年度においては、身近な川の一斉水質調査への参加、学習会等を実施しました。

3）河川防災センターの活動（河川協力団体：平成26年3月26日に指定）

社団法人山梨県河川防災センターは、山梨県内の河川の保全を図るため、河川に関する調査研究及び防災上の諸対策を実施し、もって住民の安全を確保することを目的として設立された団体です。

令和2年度においては、直轄施工以前の富士川の改修資料のとりまとめ、水難防止対策への協力と活動助成事業等を実施しました。